

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	既にその影響が顕在化しつつある、人類共通の課題である地球温暖化対策の解決のため、世界で共有されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるという目標を視野に入れ、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	829	793	797	1,385
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	829	793	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	783	684	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	62年	-
		-	12億600万	12億5,600万	13億700万	13億4,300万	-	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	年次会合(オックスフォード)	年次会合(横浜)	-	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	研究成果の国際科学雑誌での発表	成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開	/	
	気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
-		温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	政府全体の適応計画の策定		
年度ごとの目標	/	-	-	-	「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	/		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>＜温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)＞      ○2050年80%削減の達成に向けては、再生可能エネルギーの導入加速化、大幅な省エネの推進を図るとともに、これを支える技術開発や金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進等が必要である。この方針の下、以下の施策を行い進展が見られた。      ・再生可能エネルギーの導入加速化      「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」に基づき、再生可能エネルギーに関する体系的な施策を戦略的に実施することにより、自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向けた取組を本格的に開始した。      ・大幅な省エネの推進      国内外で先進的な低炭素技術の開発・導入・普及を強力に推進するため、本年3月に「L2-Tech・JAPANイニシアティブ」を打ち出した。      ・金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進等      「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」に基づき、国の資金支援により、金融メカニズムを活用しつつ、低炭素投資の促進・市場創出を図った。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>＜気候変動影響評価、適応策の推進＞      ○地球温暖化対策としては、中長期的には、上記の排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠である。このため、平成27年夏頃を目途に策定する政府全体の適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を行い、平成26年3月に中間報告を取りまとめた。</p> <p>＜世界全体での低炭素社会の構築推進＞      ○世界全体での低炭素社会推進のため平成21年に設立した低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)は、アジアをはじめとした途上国の取組が重要であるとの認識から平成24年には低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)を立ち上げ、アジアでの活動も強化し、それぞれ科学的知見を政策立案のために提供してきた。これらにより、アジアの低炭素化に貢献した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>＜地球温暖化に対する認識と対策の方向性＞      ○IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書において、現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されていることが示されるとともに、気候の変動性に対する生態系や人間システムの著しい脆弱性や曝露を明らかにしている。      ○また、環境省においても、IPCCが使用したシナリオに基づき、日本国内における気候変動予測を行った結果、非常に高い排出が続くシナリオでは、現在と比べ今世紀末頃には、年平均気温が平均4.4℃上昇、真夏日の年間日数が平均52.6日増加するなど、深刻な影響をもたらす可能性を示唆した。      ○こうしたIPCC等の警鐘を踏まえ、国際的には、温室効果ガスの2050年世界半減、先進国80%削減、気候変動リスクの低減に向け、全ての国が参加する公平かつ実効的な2020年以降の法的枠組み構築に貢献する。国内においては、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において「2050年までに80%削減を目指す」とした長期目標の達成に向けた取組の加速化が求められていることを認識し、緩和策と適応策を対策の両輪として、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入加速化、政府全体の適応計画の策定を急ぐ必要がある。</p> <p>＜近年の施策の分析＞      ○平成22年度以降、東日本大震災を契機とした火力発電の増加による3年連続で温室効果ガス排出量は増加した。今後、2050年80%削減の達成に向け、上記の再生可能エネルギーの導入加速化等の施策を引き続き強力に推進する。      ○世界全体での低炭素社会の構築のために、LCS-RNetは設立以来毎年年次会合を行い、知見の集積を行っているほか、平成25年度にはその成果を取りまとめた学術雑誌の特集号を刊行し、IPCC第5次評価報告書に貢献した。また、アジアでのLoCARNetは要望が強かったため、当初予定を前倒して平成24年に設立した。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>＜温室効果ガスの排出削減(緩和策)＞      ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされている。      ○これに先立つ中期的な目標として、2020年以降の世界全体の温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組みが平成27年末のCOP21において合意される見通しである。我が国の2020年以降の削減目標については、各国の動向やエネルギー政策の検討状況、2050年80%削減目標との整合性もを踏まえつつ、来春までに提出することを念頭において、検討を進める。その結果を踏まえて目標値の追加についても検討する。</p>

<気候変動影響評価、適応策の推進>

○自然生態系など既に現れ始めている日本への気候変動の影響や将来の気候変動予測の結果を踏まえて、関係各省の協力を得ながら、平成27年夏を目途に政府全体の適応計画を策定するよう引き続き取り組んで行く。政府全体の適応計画策定後は、計画を着実に推進していくためのPDCAサイクルを構築し、進捗管理や定期的な計画の見直しを進めていく。また、地方公共団体における適応計画策定を推進していく。こうした適応計画策定等の状況を踏まえ、次年度以降、施策の達成状況を把握できる、より適切な測定指標・目標値のあり方について検討する。

○また、アジア太平洋地域での適応能力強化のためAPANの活動を引き続き支援しつつ、世界適応ネットワーク(GAN)への貢献を進める。

<世界全体での低炭素社会の構築推進>

○LCS-RNet及びLoCARNetによる活動の成果を踏まえ、次期は実効性のある緩和策と適応策の検討を行う世界的な専門家ネットワーク(CCR-LCSNet)活動を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を進め、政府全体の適応計画策定に向け、平成26年3月に中間報告を取りまとめた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IPCC第5次評価報告書
---------------------------	--------------

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減を達成する。なお、この目標は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	23,972	37,891	67,784	99,332
		補正予算(b)	0	10,150	1,780	0
		繰越し等(c)	▲247	▲13607	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	23,725	34,434	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	16,539	29,850	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		12億300万	10億7,500万	11億2,300万	11億7,300万	12億800万	-	12億800万	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		1億2,700万	1億900万	1億900万	1億800万	1億800万	-	1億1,000万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		2,200万	2,170万	2,350万	2,510万	2,730万	-	4,600万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>	<p>国内における温室効果ガスの排出抑制のため、以下の施策に取り組み、進捗が見られた。</p> <p>○平成25年度の温室効果ガス総排出量は、平成26年5月に確定値を公表する予定。</p> <p>○京都議定書第一約束期間以降も切れ目なく地球温暖化対策に取り組み、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による「地球温暖化対策計画」の策定等の措置を規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年5月に成立し、公布・施行(一部を除く)された。</p> <p>○「当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)」を踏まえ、地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、同計画に位置づける対策・施策の検討を行った。</p> <p>○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明し、その後国連気候変動枠組条約事務局に登録した。この目標は、原子力発電の活用のあるあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標(注)であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。また、本目標の達成に向けた対策・施策を含む「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」を平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した。</p> <p>(注)測定指標における「目標値」について</p> <p>・「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」:我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。</p> <p>・「代替フロン等3ガスの排出量」:平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施しなかった場合に比べ9.7~15.6百万トン-CO<sub>2</sub>と見込まれている。</p> <p>(参考:京都議定書第一約束期間の達成状況)</p> <p>我が国における京都議定書第一約束期間中(平成20年度~平成24年度)の5カ年平均の総排出量は、12億7,800万トンであり、基準年比で1.4%の増加となった。これに参入可能な森林吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、5カ年平均で、基準年比-8.4%となり、京都議定書第一約束における目標である6%削減は達成することとなる。</p>
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>○2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減とすることとした。本目標は、原子力発電の活用のあるあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。</p> <p>○3.8%減の内訳は、森林吸収量について2005年度比で2.8%以上の吸収量の確保を目指すとともに、エネルギー効率をさらに20%改善する省エネ努力の実施、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度などを総合的に進めることにより実現を目指すものである。</p> <p>○新たな地球温暖化対策計画については、確定的な目標を設定する際に策定することとしており、同計画の策定までの間については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとしている。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【施策】</p> <p>○エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討状況を踏まえ、2020年度の確定的な削減目標を設定するとともに、地球温暖化対策計画を策定する。</p> <p>○再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」等に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組が推進されるようにしていくことが必要。再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づき、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急に図る。</p> <p>【目標及び測定指標】</p> <p>○3.8%減の内訳を踏まえると、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)については、森林吸収源対策、海外からのクレジットの活用を含めた総合的に評価することが必要である。一方、地球温暖化対策としては、緩和策とともに気候変動影響への適応策が重要である。</p> <p>○こうした観点から、今後の政策評価に当たっては、地球温暖化対策計画や適応計画の策定状況等を踏まえつつ、例えば、「目標1-2」、「目標1-3」、「目標1-4」の統合、新たな目標として「適応策」を加えるなど、地球温暖化対策推進の施策体系の見直し等について検討する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>		

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-③)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	23	23	33
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	29	23	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	28	22	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガスの吸収量(CO <sub>2</sub> 換算ト) ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上することとしている点に注意。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		-	4,700万	4,950万	5,160万	5,280万	-	約3,800万	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	24年度	25年度	-	-		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明した。そのうち、森林吸収源については、必要な対策・施策を持続的に実施することにより、約2.8%の確保を目標とすることとした。</p> <p>○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のあり方等について、学識者の意見を聴取した。ここでとりまとめられた成果は、国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用された。</p> <p>(参考: 京都議定書第一約束期間の達成状況) 森林吸収量は第一約束期間(2008~2012年度)の5カ年平均で4,870万トンとなり、目標とする吸収量(4,767万トン)を達成した(ただし、今後データの修正、算定方法の見直し等により、値が変更される場合がある)。</p>
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上するため、必要なデータの収集や検討、修正を行う。また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。さらに、気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	----------------	--------------------	--	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-④)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GISやCDMを活用し、平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算ト)の累積量を約1億トン取得する。</li> <li>・二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内の関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12,090	7,766	9,949	11,186
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	▲2339	3,031	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	9,751	10,797	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		8,894	7,325	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画					

測定指標	クレジット取得量(CO2換算ト)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	4,498.2万	3,380.8万	765.5万	406.0万	383.9万	(18年度から25年度までの累積量)約1億	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	年度ごとの目標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-		
-		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定。平成20年3月全部改定)において、国内対策に最大限努力してもなお京都議定書第1約束期間の約束達成に不足すると見込まれる差分(基準年総排出量比1.6%)については、「補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要」とされており、環境省及び経済産業省は、平成18年度からNEDOに政府のクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を行い、平成26年4月1日現在、日本政府口座への総移転量は、9,749.3万トン(二酸化炭素換算)となり、政府目標の約1億トン(二酸化炭素換算)をほぼ達成した。
	施策の分析	京都メカニズムクレジット取得事業は、目標を達成するために直接必要な手段である。目標年度までに当該事業は目標を達成しており、効果的に実施された。
	次期目標等への反映の方向性	○我が国は京都議定書第二約束期間には参加していない。したがって、現在京都メカニズムクレジットの購入は行っていない。 ○今後は、途上国への優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、実現した温室効果ガスの排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を推進する。具体的には、平成25年11月に発表した「攻めの地球温暖化外交戦略」に基づき、2016年度までにJCM署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速していくとともに、プロジェクト実証や設備補助事業の積極的な推進、JICA等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の設置・活用等に取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室	作成責任者名 (※記入は任意)	川上 毅	政策評価実施時期	26年6月
-------	-------------------	--------------------	------	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-5)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既で使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	130	106	115	236
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	130	106	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	104	72	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPTン)	基準値	実績値					目標値	達成
		1年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	◎
		5,562	518	453	470	342	調査中	0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPTン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		-	3,413	4,466	4,120	調査中	調査中	減少傾向を維持	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
-		3,601	3,895	3,958	4,543	調査中	増加傾向を維持		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り  ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2012年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2012年時点で約94%の削減を達成している。  ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成23年度までに約77%減少しているが、現時点でオゾンホールが縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(改正フロン類法)では、フロン類の製造から破壊に至るまでのライフサイクル全体にわたり規制を強化し、第一種特定製品の管理者に関する判断の基準を定め、冷媒の漏えい防止のための点検・修理等を義務づけること、フロン類の充填に関する業を登録制にすること、フロン類の再生に関する業を許可制にすること等により、使用時の排出抑制対策等も新たに講ずることとした。  ○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、平成21年度の若干の減少を除き、増加傾向を維持している。今後も、現行法及び平成25年6月に公布された改正フロン類法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努める必要がある。
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	-

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG合同会議を複数回開催し、改正フロン類法の指針及び省令・告示に関し、意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--------------------	--------------------	--	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-6)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力					
施策の概要	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。					
達成すべき目標	環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	996	876	899	1,443
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	996	876	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	923	840	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		-	-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	国際的枠組みへの貢献、各国との連携、支援の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
		-	IPCC第5次評価報告書骨子決定	IPCC第5次評価報告書執筆者決定	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	IPCC第5次評価報告書の査読作業	IPCC第5次評価報告書の査読・承認作業	-	-
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
-									
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	<p><b>【地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等】</b></p> <p>1. <b>国際的な枠組みづくり・ルール形成等の積極的な貢献</b></p> <p>○気候変動に関する2020年以降の法的枠組みについて2015年のCOP21での合意を見据え、国際交渉において枠組みのあり方や制度設計に関する提案を行い、各国との議論を深めた。</p> <p>○貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化が環境保全に与える影響の調査・分析を行い、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉、世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)に関する政府間交渉プロセスが2013年1月より行われており、目標に盛り込むべき指標等について、戦略的に検討し、交渉プロセスにインプットした。</p> <p>2. <b>アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進</b></p> <p>地球環境保全に関して、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合、短期寿命気候汚染物質削減のための国際パートナーシップ(CCAC)等の国際会議に関して、政府対処方針の作成への貢献や会議への出席、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告などを行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待通りの成果が得られた。また、日中韓三カ国や日モンゴルのみでなく、新たに日インドネシア、日シンガポールにおける環境協力の強化を推進した。</p> <p><b>【国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況】</b></p> <p>日本で初めてとなる第2作業部会報告書を承認するIPCC総会を開催し、IPCCの活動を支援した。また、「2006年国別温暖化ガスインベントリーガイドラインに対する2013年追補」及び「2013年議定書補足的方法論ガイダンス」の概要章の承認と本文が受託された。</p>
	施策の分析	-	
次期目標等への反映の方向性	-		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・持続可能な開発目標(SDGs)の実現に必要なガバナンスのための国際制度枠組みについて、学識経験者による検討を行っている。また、SDGsのあり方と、日本の技術と経験を活かした貢献の方途について、さまざまな分野の専門家による国内ワーキンググループを設置することにより、学識経験者の知見を活用している。</p> <p>・気候変動の新たな枠組みの検討や、途上国との環境国際協力に関し、外部有識者による調査研究や検討会を開催して、その知見を活用している。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 国際連携課 国際協力室 国際地球温暖化対策室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	戸田 英作 川又 孝太郎 秦 康之 辻原 浩	政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	---------------------------------	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-7)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究				
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。				
達成すべき目標	気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	1692	1,371	1,478	1,152
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	1692	1,371	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	1660	1,300	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
			75% (3/4)	100% (1/1)	80% (4/5)	0% (0/1)	80% (4/5)	各年で50%以上	
	年度ごとの目標値		50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
			各種成果を温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	各種成果をロードマップの策定、「気候変動適応の方向性(適応指針)」の策定に活用	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	各種成果を温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	各種成果を中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会の中間報告に活用	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	成果の施策への活用	成果の施策への活用		
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
		-	-	-	-	-	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 【地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価】 ・地球環境保全試験研究費については、業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)を実績値として目標達成度合いを測定している。その年度に終了する課題数が1課題の場合は、その1課題の評価のみが目標達成度合いに反映されるため、100%か0%にしかならず、その結果目標値が達成されなかった。  【各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況】 ・一方、地球環境保全に関する調査研究の全体の成果を示す、各種研究調査の推進・成果等の情報提供については、実績として各種成果を中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会の中間報告である「日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について(中間報告)」のとりまとめに活用するなど、成果の施策への活用という目標達成に向け進捗がみられた。
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	-

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球観測連携拠点の運営に際しては、学識経験者からなる地球温暖化観測推進委員会の助言を得つつ、運営を行っている。</li> <li>・地球環境保全試験研究費の採択審査、中間評価(研究期間中間年に実施)、事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用し審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。</li> <li>・専門家によるGOSATサイエンスチームを運営し、そこでの議論をGOSATの運用に反映させている。</li> <li>・IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。</li> <li>・APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IPCC第5次評価報告書
---------------------------	--------------

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	----------------	--------------------	--	----------	-------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-8)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,475	2,132	1,922,725	2,384
		補正予算(b)	176	0	0	
		繰越し等(c)	40	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,691	2,132	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2,377	1,903	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	「別紙のとおり」					100	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
		全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
	—		別紙のとおり					100	
	年度ごとの目標		—	—	—	—	—	—	
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	別紙のとおり					100	
		年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	
	EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	96.4	95.4	94.8	90.8	集計中	100	
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	—		

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)
	<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も低い状況である。その他の項目については、概ね改善又は高い達成率で横ばいになっており、各種の施策の成果が着実に現れており、浮遊粒子状物質については、平成24年の環境基準達成率は一般局、自排局ともに99.7%(平成23年度達成率:一般局69.2%、自排局:72.9%)と大幅に改善している。</p> <p>○自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域内の二酸化窒素の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で98.6%(平成23年度達成率:一般局100%、自排局:99.1%)とほぼ同水準で推移している。浮遊粒子状物質においては、一般局、自排局ともに100%(平成23年度達成率:一般局72.7%、自排局:75.6%)となり大幅に改善している。また、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の年平均値も改善傾向にある。引き続き未達成局が存在していることから、今後も自動車排出ガス対策を推進する。</p> <p>○EANET分析精度管理目標達成率は改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。</p> <p>○中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成22年7月)等に基づき、自動車排出ガス専門委員会等において、二輪自動車等の国際的な基準の動向を考慮した排出ガス低減対策、ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置の耐久性・信頼性確保のための措置及びオフサイクルにおける排出ガス低減対策並びにディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策についての検討を行い、それらについて、平成24年8月に、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十一次答申)」が答申された。</p> <p>また、同答申において課題とされた乗用車等の排出ガス低減対策等について同専門委員会等において検討を進めた。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、中国、ベトナム及びインドネシアを対象に、「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などのパッケージ施策実現のためのモデル事業を核とした共同政策研究等の協力事業に取り組むとともに、セミナーの開催、ウェブサイト拡充による我が国の環境産業等やアジア各国への情報提供などを行った。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチ普及のため、多国間協力としてアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を支援し、また、二国間協力として中国及びインドネシアにおいて協力を進め、事業実現可能性調査や共同研究等を実施した。さらに、国際研究機関に対するコベネフィット研究支援を行った。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、本土及び沖縄県内の計5施設・区域でボイラー施設の大気モニタリング等を実施し、排出基準の超過はなかった。</p>	
施策の分析 (今年度対応不要)		
次期目標等への反映の方向性 (今年度対応不要)	【測定指標】	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会及び揮発性有機化合物排出抑制専門委員会を開催し、ご審議いただいた。各専門委員会の報告及びそれを受けた中環審答申の内容を施策に反映させた。</li> <li>・学識経験を委員とする中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会を平成25年12月及び平成26年3月に開催し、専門委員会報告を取りまとめた。</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 大気汚染状況報告書(環境省)</li> <li>・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)</li> <li>・EANET分析機関間比較プロジェクト報告書(EANETネットワークセンター)</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	小川眞佐子 中谷 育夫	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--	--------------------	----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-9)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。					
達成すべき目標	交通系騒音(自動車・航空機・新幹線鉄道)、一般環境騒音に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善及びヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	167	112	132	156
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	167	112	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	167	105	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
			81.4	81.6	85.4	85.1	調査中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	△
			90.6	91.3	91.8	92.6	調査中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
			74.5	78.0	77.7	77.6	調査中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
			47.3	51.7	59.3	60.2	調査中	100	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり			
	(判断根拠)	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要はあるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、道路に面する地域における環境基準の達成状況は、92.6%となっている。</p> <p>○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況は航空機騒音が77.6%、新幹線鉄道騒音が60.2%であり、長期的には改善傾向にある。</p> <p>○自動車単体対策について、中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(中間答申)」(平成20年12月)に基づき、自動車単体騒音専門委員会等において、二輪車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態を調査するとともに、騒音の規制手法の抜本的見直しについて検討を行い、それらについて、平成24年4月に、中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」が答申された。また、同答申において今後の検討課題とされた四輪車の走行騒音規制の見直し等について、同専門委員会等において検討を進めた。</p> <p>○騒音・振動に係る苦情件数について、建設作業に係る苦情が増加していること、また交通機関からの騒音に係る苦情について、横ばい傾向が続いていることから、今後とも必要な対策を図っていく必要がある。</p> <p>○悪臭に係る苦情件数は9年連続で減少しているが、サービス業に係る苦情件数の割合は増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、関係府省が連携し、平成16年に策定したヒートアイランド対策大綱の見直しを行ったところであり、従来からの取組に加え、適応策の推進について普及を図っていく必要がある。併せて、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の改訂に伴い、対策の実施を推進する必要がある。</p>			
	施策の分析 (今年度対応不要)	【施策】	【測定指標】		
次期目標等への反映の方向性 (今年度対応不要)					
学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会並びにタイヤ騒音規制検討会等を開催し、審議を行った。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)				
担当部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	中谷 育夫 真先 正人	政策評価実施時期	平成26年6月

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-10)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2,201	2,400	2,474	2,198
	補正予算(b)	218	9,999	0	
	繰越し等(c)	0	-9,988	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	2419	2,411	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	1953	2,265	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 健康項目基準達成率	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		—	99.1	98.9	98.9	99.0	調査中	100%	△
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	—
	2 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		(河川)	92.3	92.5	93.0	93.1	調査中	100%	△
		(湖沼)	50.0	53.2	53.7	55.3	調査中	100%	×
		(海域)	79.2	78.3	78.4	79.8	調査中	100%	×
		全体	87.6	87.8	88.2	88.6	調査中	100%	×
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		—	「別紙のとおり」					100%	×
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—
4 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(トン)	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度		
	180	261	206	183	178	173	180以下	○	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(24年度)は99.0%で、主要な測定指標は概ね目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成24年度)については、河川は93.1%、湖沼は55.3%、海域は79.8%、全体88.6%であり、昭和49年度(河川は51.3%、湖沼は41.9%、海域は70.7%、全体54.9%)と比べて改善してきている。</p> <p>○7次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている一方、環境基準達成率は、東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては依然として十分でなく、水環境改善に向けた一層の取組が必要。</p> <p>○一方、大阪湾を除く瀬戸内海については、他の水域に比較して良好な状態であることから、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直されている。</p> <p>○赤潮発生件数については、最も件数の多い時期に比較すれば減少しているが、近年は横ばい傾向。ただし、自然現象であるため発生件数をゼロにすることはできない。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量について、赤泥の海洋投入処分量が減少し、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○改正した「微生物によるバイオレメディエーション技術利用指針の解説」の普及に努めたほか、大臣適合確認の実績を積んだ。</p>	
	施策の分析(今年度対応不要)	【施策】	
次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【測定指標】		



学識経験を有する者の知見の活用	<p>○「健康項目の環境基準の見直し」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会を平成25年12月から2回開催し、審議を行った。</p> <p>○「生活環境項目の環境基準の見直し」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会を平成25年12月から2回開催し、審議を行った。</p> <p>○「水生生物保全環境基準の水域類型指定」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会を平成25年12月から3回開催し、審議を行った。</p> <p>○「カドミウムに係る排水基準等の見直し」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会を平成25年11月から4回開催し、審議を行った。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会に二つの小委員会を設置し有明海・八代海等の再生に向けた課題について順次説明。</p> <p>○平成25年4月に、中央環境審議会水環境部会に瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進めた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度公共用水域水質測定結果(環境省)
---------------------------	---------------------

担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	中谷 育夫 宮崎 正信 名倉 良雄 坂本 幸彦	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---	--------------------	----------------------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-11)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。農用地について、土壤汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施するとともに、水域経由でのばく露リスク評価を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	416	334	306	243
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	416	334	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	266	219	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	86.7	86.7	87.3	91	集計中	100	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定解除率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
		—	—	24	41	54	集計中	100	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
		100	100	100	100	83.3	100		
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
	複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	—
		—	—	—	—	—	—	—	
年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—		

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり(指標:一部○)
	目標達成度合いの測定結果	<p>(判断根拠)</p> <p>○農用地土壌汚染対策地域の指定解除率については微増しておりかつ、実際の解除面積については毎年度拡大していることから、当該施策については、期待どおりの成果が得られた。具体的に、農用地土壌汚染対策地域については、平成24年度末までに6,577haが指定されており、対策事業の実施等を経て、91%に当たる5,843haが地域指定を解除された。(平成25年度の数値については、平成26年12月頃取りまとめ予定)</p> <p>また、今後は農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○施行状況調査の結果、要措置区域の指定解除率は増加し、平成23年7月の土壌汚染対策法施行規則の改正等の法の適切な運用により期待どおりの成果が得られた。</p> <p>具体的には、土壌汚染対策法の運用状況、土壌汚染対策の実態を把握するための都道府県・政令市への施行状況調査を実施した。要措置区域の指定解除率は54%(要措置区域指定数197件(平成22年度から24年度までの累計)中、指定解除数106件(同))。また、指定調査機関の信頼性確保のための技術管理者試験を実施した(平成25年度合格者324名、合格率15.9%)。今後は水、地下水に関する環境基準等の改正を踏まえ、1,4-ジオキサン等の土壌環境基準等の見直しの検討を行う予定。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成26年2月に東京都で新たに指定され、計6地域となった。平成25年度までに指定された5地域においては全て対策事業が完了。</p> <p>新たな地域指定により対策完了率は減少したものの、これまでのところ対策は着実に実施されている。また、カラム試験等の結果、ダイオキシン汚染土壌中に有機化合物との複合線物質が存在する場合でも溶出リスクは高くない傾向が示された。今後は、油等との複合汚染時における溶出リスクを調査する予定。</p>
	施策の分析 (今年度対応不要)	
次期目標等への反映の方向性 (今年度対応不要)	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 農用地土壌汚染防止法の施行状況(環境省)</p> <p>各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省)</p> <p>各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省)</p> <p>各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)</p>
---------------------------	---

担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	眞先 正人	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-12)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る新たな農薬登録保留基準を設定する。				
達成すべき目標	ダイオキシン類について、新たな排出削減計画に規定する排出目標量(当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する)の達成状況を確認・遵守する。全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を未設定の農薬について速やかに設定する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	199	184	167	277
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	199	184	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	297	135	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	当面の間	○
		-	155~157	158~160	141~143	136~138	集計中	176以下	
		年度ごとの目標値	-	315~343	※23年度以降は目標設定対象が変更				
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	△
		-	大気100 公共用水域 水質98.8 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.2 公共用水域 底質99.8 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.1 公共用水域 底質99.6 地下水質99.6 土壌100	集計中	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	3 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数(累計)	基準値	実績値					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	30年度	○
-		103	135	196	261	309	555		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)  (判断根拠)	目標達成  ○平成24年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成24年の全国の環境調査結果では、大気・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数については全体の約60%の農薬について設定することができた。これまでと同程度の設定数を維持することで平成30年度までに目標値を達成することが可能。
	施策の分析(今年度対応不要)		
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【施策】	【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○臭素系ダイオキシン類に関する総括のためのワークショップを開催(H23年度)。有識者による臭素系ダイオキシン類の汚染の現状についての評価と今後の課題等について討議を実施(H25年度)。</p> <p>○学識経験者を委員とする中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>
---------------------------	--

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	眞先 正人 更田 真一郎	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-13)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応				
施策の概要	被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。				
達成すべき目標	被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)		1,402	1,122	865
	補正予算(b)	589	0	0	
	繰越し等(c)	-130	130	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	459	1,532	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	318	1,038	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	-	-	99.2	99.6	100	100	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
	年度ごとの目標								
	指標C		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
								○年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	<p>○東日本大震災の被災地で測定した全ての地点において、大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった。</p> <p>○水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供したことにより、国民の不安解消に資することが出来、期待どおりの成果が得られた。</p>
	施策の分析(今年度対応不要)		
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【施策】	【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	・環境大気中のアスベスト濃度測定の結果については、厚生労働省と合同で開催している会議において結果の検証にあたり意見をいただいた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省報道発表資料 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring">http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring</a> <a href="http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_jointconf.html">http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_jointconf.html</a> <a href="http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf</a> <a href="http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf</a> <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548</a> <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033</a>
---------------------------	---

担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	---------

## ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう      エ. 二酸化窒素      キ. トリクロロエチレン      コ. 微小粒子状物質(PM2.5)  
 イ. 一酸化炭素      オ. 光化学オキシダント      ク. テトラクロロエチレン  
 ウ. 浮遊粒子状物質      カ. ベンゼン      ケ. ジクロロメタン

## ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)      ウ. 光化学オキシダント      オ. 一酸化炭素(CO)  
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM)      エ. 二酸化いおう(SO<sub>2</sub>)      カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

## ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)      イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	目標年	目標値
①ア	99.6	99.7	99.6	99.7	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	98.8	93.0	69.2	99.7	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0	0.5	0.4	調査中	-	100
カ	99.8	100	99.5	100	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	100	100	100	100	調査中	-	100
コ	-	32.4	27.6	43.3	調査中	-	100
②ア	95.7	97.8	99.5	99.3	調査中	-	100
イ	99.5	93.0	72.9	99.7	調査中	-	100
ウ	0	0	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100
カ	-	8.3	29.4	33.3	調査中	-	100
③ア	92.9	95.7	99.1	98.6	調査中	-	100
イ	100	99.0	75.6	100	調査中	-	100

1 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	
			100		79 98	調査中						
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	
			100		67 100	調査中						
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	
			100		63 83	調査中						
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	
			100		56 57	調査中						
赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					115/44/16	○/40/16						

赤潮の発生件数(瀬戸内海)の平成25年度実績値(“○”と表記)は未発表(平成26年度内に公表予定)

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-⑭)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	640	725	682	679
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	640	725	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	589	606	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		24.8	33.9	37.9	37.5	38.6	-	46	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		10.0	14.1	14.9	15.3	15.2	-	17	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		56	22	18.8	19.2	17.4	-	17	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成)	各行政機関共通の5段階区分を記入
	(判断根拠)	<p>循環利用率、廃棄物最終処分量の目標値については、「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定)で設定した平成27年度目標を平成20年度時点で達成している。また、資源生産性については、平成21年度以降横ばい傾向にあるものの、目標値に近い実績値であることから、施策の進展が見られる。(なお、達成度合いは、平成12年度から平成32年度目標に向けて、各指標の値が線形に推移することを想定した場合の、平成23年度の値を基準に判断している。平成27年度目標値:資源生産性:42万円/トン、循環利用率:14~15%、最終処分量2,300万トン)</p>	
	施策の分析	<p>測定指標の中で、未だ平成27年度目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、日本全体の経済と資源の動向を把握するためのものであるため、循環型社会の形成に向けた個々の取組がどの程度目標の達成に貢献しているのかの判断が難しい。このため、同目標値の達成状況については、同じく第三次循環型社会形成推進基本計画において設定されている取組指標(循環型社会ビジネス市場規模、国民の意識・行動に係る指標等)の実績値等にも留意する必要がある。</p>	
次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】	<p>第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っており、今後も引き続き同基本計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、同基本計画の取組の着実な進展を図る。その際、UNEP国際資源パネル等において議論されている物質フロー指標の質の向上、国際的な比較に向けたデータ整備の取り組み等の国際的な議論を踏まえつつ、当該指標の設定の妥当性等についても検討していく。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標について検討する循環基本計画に係る指標等に関する検討会等を設置し、指標・目標の妥当性等について専門家の知見を伺った。また、基本計画に記載された施策(2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再使用))に係る施策、地域循環圏に係る施策等)についても、取組を進展させるための方策等について検討会を設置し、専門家の知見を伺った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定) 「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月閣議決定)、「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー及び指標について」(平成26年3月環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会 推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

カンキョウヨウ (環境省25-15)

シサク メイ 施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進				
シサク ガイヨウ 施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する				
タッセイ モクヒョウ 達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する				
シサク ヨサンガク シッコウ ガクトウ 施策の予算額・執行額等	クワン 区分	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 26年度
	予算の 当初予算(a)	552	614	585	527
	状況 補正予算(b)	203	497	500	0
	(百万 円)	98	△ 304	(※記入は任意)	/
	ヒヤクマン 繰越し等(c)	853	807	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	831	687	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	831	687	(※記入は任意)		
シサク カンケイ ナイカク ジョ 施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現				

測定指標	容器包装リサイクル法に 基づく容器包装分別収集 量	キジュンチ 基準値	ジッセキチ 実績値					モクヒョウチ 目標値	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	×	
	ネンド 年度ごとの目標値	「別紙のとおり」							
	家電リサイクル法における 特定家庭用機器の再商品 化率(%)	キジュンチ 基準	シサク 施策の進捗状況(実績)					モクヒョウチ 目標	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	◎	
	ネンド 年度ごとの目標	「別紙のとおり」							
	食品リサイクル法における食品 関連事業者による食品循環資 源の再生利用等の実施率(%)	キジュンチ 基準値	ジッセキチ 実績値					モクヒョウチ 目標値	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	×	
	ネンド 年度ごとの目標値	「別紙のとおり」							
	建設リサイクル法における 特定建設資材の再資源化 等の実施率(%)	キジュンチ 基準	シサク 施策の進捗状況(実績)					モクヒョウチ 目標	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	○	
	ネンド 年度ごとの目標	「別紙のとおり」							
	資源有効利用促進法にお けるパソコン及び小型二次 電池の自主回収・再資源 化率(%)	キジュンチ 基準値	ジッセキチ 実績値					モクヒョウチ 目標値	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	◎	
	ネンド 年度ごとの目標値	「別紙のとおり」							
	自動車リサイクル法におけ る自動車破碎残さ(シュ レッダーダスト)及びガス発 生器(エアバック類)の再 資源化率(%)	キジュンチ 基準	シサク 施策の進捗状況(実績)					モクヒョウチ 目標	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	○	
	ネンド 年度ごとの目標	「別紙のとおり」							
	小型家電リサイクル法に おける使用済小型電子機 器等の回収量[万ト]	キジュンチ 基準値	ジッセキチ 実績値					モクヒョウチ 目標値	タッセイ 達成
	ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	-	
ネンド 年度ごとの目標値	「別紙のとおり」								
(間接)容器包装リサイク ル法に基づく分別収集実 施市町村数(全市町村数 に対する割合)「市町村数 に対する割合」	キジュンチ 基準値	ジッセキチ 実績値					モクヒョウチ 目標値	タッセイ 達成	
ネンド 年度	ネンド 21年度	ネンド 22年度	ネンド 23年度	ネンド 24年度	ネンド 25年度	ネンド 27年度	×		
ネンド 年度ごとの目標値	「別紙のとおり」								
(間接)小型家電リサイク	キジュンチ 基準	シサク 施策の進捗状況(実績)					モクヒョウチ 目標	タッセイ 達成	

	ネンド	ネンド	ネンド	ネンド	ネンド	ネンド	ネンド	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
ル法に基づく制度参加自	-							-
治体人口(全人口に対す		ベツ 「別紙のとおり」						
ネンド 年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>（判断根拠）</p>	<p>（各行政機関共通区分）③（相当程度進展あり）</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年に引き続き9割を超えた。また、分別収集量は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は増加傾向にある。</p> <p>○また、容器包装廃棄物における回収率等は、それぞれ下記のとおり。（2012年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスびん 68.8%（リサイクル率）</li> <li>・PETボトル 85.0%（リサイクル率）</li> <li>・紙製容器包装 23.0%（回収率）</li> <li>・プラスチック容器包装 40.9%（再資源化率）</li> <li>・スチール缶 90.8%（リサイクル率）</li> <li>・アルミ缶 94.7%（リサイクル率）</li> <li>・飲料用紙容器 44.2%（回収率）</li> <li>・段ボール 98.4%（回収率）</li> </ul> <p>出典：3R推進団体連絡会</p> <p>○家電リサイクル法における平成25年度の再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準を上回る率が引き続き達成されている。なお、家電リサイクル法に基づく以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係省庁等と連携して対策を図っている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成24年度における再生利用等実施率</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量及び実施市町村の指標について目標達成状況が芳しくないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期の到来を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的に行い、その結果を受けた対応を検討している。</p> <p>○容器包装リサイクル法については、論点整理において、例えば、比較的市町村の参加率の低いプラスチック製容器包装に関して以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。」</p> <p>今後、当該論点に係る議論の結果を踏まえて、市町村の参加を促進し、分別収集量の増加を進めていく必要があり、業界団体等と連携を図りながら、すでに回収率が捕捉されている容器包装素材についてはこれらの率の向上を目指すとともに、回収率の在り方について検討を進めていく。</p> <p>○分別に協力していただいた住民が、再資源化されたものがどのように利用されているのか、その行方を具体的に把握できるような施策を講じることが重要であり、引き続きそれらの取組を進めていく。</p> <p>○家電リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○食品リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「特に分別の困難性等から再生利用等実施率を大きく伸ばすことが困難な外食産業等においては、個々の事業者の実際の再生利用等実施率と目標（基準実施率）が大きく乖離している場合があり、目標を達成しようという意欲が高まらず、目標が形骸化するおそれがある。</p> <p>次期の基本方針において業種別再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値を定める</p>	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期の到来を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的に行い、その結果を受けた対応を検討している。</p> <p>○容器包装リサイクル法については、論点整理において、例えば、比較的市町村の参加率の低いプラスチック製容器包装に関して以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。」</p> <p>今後、当該論点に係る議論の結果を踏まえて、市町村の参加を促進し、分別収集量の増加を進めていく必要があり、業界団体等と連携を図りながら、すでに回収率が捕捉されている容器包装素材についてはこれらの率の向上を目指すとともに、回収率の在り方について検討を進めていく。</p> <p>○分別に協力していただいた住民が、再資源化されたものがどのように利用されているのか、その行方を具体的に把握できるような施策を講じることが重要であり、引き続きそれらの取組を進めていく。</p> <p>○家電リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○食品リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「特に分別の困難性等から再生利用等実施率を大きく伸ばすことが困難な外食産業等においては、個々の事業者の実際の再生利用等実施率と目標（基準実施率）が大きく乖離している場合があり、目標を達成しようという意欲が高まらず、目標が形骸化するおそれがある。</p> <p>次期の基本方針において業種別再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値を定める</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。</p>

<small>セイサク ヒョウカ オコナ カテイ</small> 政策評価を行う過程にお <small>シヨウ シリョウ</small> いて使用した資料その他 <small>ジョウホウ</small> の情報	○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経
--	---

<small>タントウ ブキョク メイ</small> 担当部局名	<small>タイサクブ</small> 大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部 <small>スインシツ</small> リサイクル推進室	<small>サクセイ セキニンジャ メイ</small> 作成責任者名 <small>キニュー ニンイ</small> (※記入は任意)	<small>スイシン シツチョウ</small> リサイクル推進室長	<small>セイサク ヒョウカ ジッシ ジキ</small> 政策評価実施時期	<small>ヘイセイ ネン ガツ</small> 平成26年6月
--------------------------------------	--	--	--	---	--------------------------------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-⑩

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	44,490	41,565	37,694	45,184
		補正予算(b)	17,106	17,879	62,772	0
		繰越し等(c)	1,196	290,782	58,202	
		合計(a+b+c)	62,792	350,226	158,668	
執行額(百万円)	54,242	333,108	127,308			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H32年度	△
		55	46	45	45	45	調査中	41	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標値	達成
		H24年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H29年度	×
		20	20	21	20	20	調査中	26	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標	達成
		H9年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H27年度	○
		6.4	5.5	4.8	4.8	4.6	調査中	5.0	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準	実績値					目標	達成	
	H15年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	当面の間	○	
	71	36	33	32	32	調査中	33		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○現時点において、一般廃棄物の最終処分量及び一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、すでに目標値を達成している。 ○一般廃棄物の排出量及びリサイクル率については、目標値に到達しておらず、ここ数年間横ばい状態が続いている。
	施策の分析	○環境省として一般廃棄物の3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示しているが、一層の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)等をさらに市町村が進めるため、市町村への3Rの取組支援を行う。 ○さらに、災害時も含め市町村が適正に廃棄物を処理できるよう施策を推進する。  【測定指標】 上記により、測定指標に掲げた目標値を達成できるよう施策を推進する。 また、一般廃棄物のリサイクル率については、各種リサイクル法による施策の効果を考慮して、廃棄物処理施設整備計画の次期見直し時に、より実態に即した目標の設定を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成24年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-17)

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12,816	10,811	9,940	9,170
		補正予算(b)	0	4,000	1,527	-
		繰越し等(c)	4,378	-3,991	2,691	
		合計(a+b+c)	17,194	10,820	14,158	
執行額(百万円)	17,010	10,772	14,193			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	○
		419	404	390	386	381	-	423	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	△
		52	54	53	53	52	-	53	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度(27年度)	○
		20	17	14	14	12	-	13(18)	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)  (判断根拠)  平成19年度から平成23年度までに産業廃棄物の排出量は38百万トン減少、最終処分量は8百万トン減少し、平成27年度において達成している目標を前倒して達成している。さらに、最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画において定めた平成32年度目標の達成に向けても、順調に推移している。 また、リサイクル率について平成23年度は若干減少があったものの、経年の変化としては上昇傾向にある。
	施策の分析	産業廃棄物の排出量及び最終処分量は目標を前倒して達成している。一方、産業廃棄物のリサイクル率は平成20年度までは上昇傾向であったが、近年横ばい傾向となっている。これは、リサイクル率の上昇に寄与してきた金属くず、がれき類、鉱さいのリサイクル率が100%近く達し、産業廃棄物のリサイクル率の上昇への寄与度が低くなってきていることと、産業廃棄物の約4割を占める汚泥の減量化率が上昇したことが主な原因となっている。今後とも各施策を着実に推進し、各指標の更なる向上を図る。
	次期目標等への反映の方向性	最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中において新たに13百万トンという目標が定められ、平成25年度が初年度であった。 第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っており、今後も引き続き同基本計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、取組の着実な進展を図る。 また、産業廃棄物の排出量及びリサイクル率の目標値は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成22年環境省告示130号)が根拠となっている。当該方針を見直す際に併せて適切な目標値設定を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会 循環型社会部会、廃棄物処理基準等専門委員会 等
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査
---------------------------	----------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-18)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,983,092	549,252	401,278	446,388
		補正予算(b)	4,200,000	4,338,663	3,054,933	
		繰越し等(c)	-4,688,323	1,180,948	577,974	
		合計(a+b+c)	3,494,769	6,068,863	4,034,185	
執行額(千円)	3,371,000	5,292,000	(*記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)第5章-第2節-6-(1)不法投棄・不適正処理対策					

測定指標	1 産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		1,049	279	216	192	187	26年末頃公表予定	11年度に対し概ね半減	
		年度ごとの目標値	/						/
	2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		43.3	5.7	6.2	5.3	4.4	26年末頃公表予定	11年度に対し概ね半減	
		年度ごとの目標値	/						/
	3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	2	2	2	0	26年末頃公表予定	0	
		年度ごとの目標値	/						/
	4 有害廃棄物の適正な処理の確保	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定	新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂 1,4-ジオキサン等について廃掃法施行令等を改正	POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改訂に向けた検討	-	
		年度ごとの目標値	/						/
	5 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施	-	
		年度ごとの目標値	/						/
6 バーゼル法輸出承認件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	71	57	50	51	53	-		
	年度ごとの目標値	/						/	

7	バーゼル法輸入承認件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	40	46	44	91	116	-	-
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	
8	廃棄物処理法輸出確認件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	27	30	26	41	38	-	-
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	
9	廃棄物処理法輸入許可件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	18	11	9	7	11	-	-
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	
10	バーゼル法・廃掃法(輸出入関連)違反に係る告発件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	1	0	0	0	0	-	-
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) (判断根拠) 不法投棄対策等については、「5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数」は、平成24年度のみ目標値を達成しており、その他の年度は達成できていないが、いずれも目標の近傍値であること、また、「産業廃棄物の不法投棄件数」と「産業廃棄物の不法投棄量」は、すべての年度において目標値を達成した。
	施策の分析	不法投棄等の撲滅に向け、引き続き、本施策を実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 生活環境保全上の観点から、不法投棄等の未然防止・拡大防止については、不断に取り組んでいく必要があることから、今後も、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策を推進していく。</p> <p>【測定指標】 本施策と不法投棄件数・量との因果関係は間接的であるものの、他に適当な指標の設定が困難であることから、現指標を採用しているところである。しかしながら、不法投棄等の発生については、社会全体の経済活動の動向等による外部的要因の影響を否定できないものであり、本施策の目標値として改めて適切な件数や量を設定することが難しい。一方で、不法投棄等の撲滅に向けた取組みの必要性は何ら変更ないことから、当面は現指標を目安として実施していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17550">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17550</a>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	適正処理・不法投棄対策室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-19)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	98	75	67	71
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	98	75	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	65	59	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	浄化槽処理人口普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	×
	8.75	8.84	8.74	8.75	8.75	調査中	12.0		
年度ごとの目標値		-	-	-	12.0	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ (進展が大きくない) (判断根拠) 廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成24年度時点で浄化槽処理人口普及率12%を目標としているが、平成24年度時点で8.75%(東北1県除く)で、ここ数年ほぼ横ばいの傾向にあり、現状では目標の達成は困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の基数は年々増加傾向にあるが、浄化槽普及人口が増減しない核家族化等による1世帯あたりの人数減少に伴い、1基あたり処理人口が減少したこと等の影響を受け、浄化槽普及人口の大幅な増加は見込めない。 一方、地域において、「効率的な污水处理施設整備のための都道府県構想」(以下、「都道府県構想」という。)を策定・見直しするためのマニュアルを国交省、農水省とともに平成25年度1月に作成し、概ね10年で各種污水处理施設の整備を完了することを目標とした。人口減少等の社会情勢の変化やこれまでの整備状況を踏まえると、今後個別処理である浄化槽が効率的な污水处理施設として整備される機会が増えると思込まれる。都道府県構想の見直し及び、それに沿った市町村の浄化槽整備計画の策定・見直しによる浄化槽の普及推進に向け、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」等の地方公共団体等に対する情報提供をさらに進めることが有効であると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、平成25年度の普及状況を確認した上で今期の伸び悩みの原因分析を総括して整理するとともに、今後の増加要因及び減少要因を検証し、普及促進のための施策の検討を行う。 【測定指標】 上記を踏まえ、新たな目標の設定を行う予定である(5年後の目標を予定)。

学識経験を有する者の知見の活用	污水处理施設に関する都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な污水处理施設の整備及び運営が進むよう3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルを作成するため、検討する専門的知識を有する学識経験者等からなる委員会を設置し、様々な観点から本マニュアルに盛り込むべき内容等について意見等を聴取した。(平成25年2月~11月にかけて開催)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成21~24年度末の污水处理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-20

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。 福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	362,859	134,828	110,836
		補正予算(b)	762,433	0	0	0
		繰越し等(c)	0	21,846	215,857	/
		合計(a+b+c)	762,433	384,705	350,685	
執行額(百万円)	323,030	87,029	323,626			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準年	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	100		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り完了。 ○福島県についても一部を除き、目標期間内に処理を完了。処理が完了していない一部地域については、平成25年8月末に今後の見通しを公表。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。  【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	地盤工学会や泥土リサイクル協会と連携して、災害廃棄物及び津波堆積物からの再生資材の利用促進について、検討会を開催。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-21)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,503	1,332	1,276	1,215
		補正予算(b)	3,020	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5,523	1,332	1,276	
	執行額(百万円)	5,452	1,267	1,234		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	○
		30%	-	-	56%	-		75%	
	年度ごとの目標値								
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年9月	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	○
		18	7	12	17	23	31	47	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	△
国土の35%		国土の56%	国土の60%	国土の64%	国土の68%		国土の72%		
年度ごとの目標値				国土の64%	国土の69%	国土の72%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り</p> <p>&lt;生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月に閣議決定)の約1年間の進捗状況の点検を平成25年度に行った結果、一部未着手・進展の少ない取組はあるものの、概ね進捗が見られた。</li> <li>・生物多様性地域戦略については、平成25年度末時点で39道府県が策定又は策定に着手しており、目標値に近づいていると考えられる。</li> <li>・植生図の整備図面数は、平成25年度末時点で、国土の68%の整備が完了し、着実に成果をあげている。</li> </ul> <p>&lt;生物多様性に関する国民への普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に実施した内閣府世論調査において、生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されており、着実に目標値に近づいていると考えられる。</li> <li>・平成25年度は、事業者による取組の評価手法及び促進策の検討、地方公共団体による事業者との連携状況に関する情報収集、意見交換会の開催、国際的な動向の把握及び事業者向け普及啓発資料の作成等を実施した。</li> <li>・平成25年度は、湿地が有する生態系サービスの経済価値を試算するとともに、「ツシヤマネコの保護増殖事業」及び「干潟の再生」について、CVM(仮想評価法)を用いた経済的価値評価を実施し、生物多様性及び生態系サービスの価値を広く国民に伝えるための情報提供を行った。</li> </ul> <p>&lt;国際的枠組への参加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋議定書については、平成26年3月に有識者からなる検討会の報告書が取りまとめられ、この結果を踏まえ、締結に必要な国内措置の検討を進めている。</li> <li>・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、海外の動向等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討など、締結に向けた作業を進めている。</li> <li>・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。</li> <li>・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を2008年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。</li> <li>・東南アジアにおける持続可能な森林経営のモデルガイドラインの策定に向け、熱帯林保全に関する企業等と現地住民の協力の事例を6件収集・分析した。また、砂漠化被影響国における砂漠化対処のための放牧地利用計画の策定に向け、長距離放牧のタイプの類型化及び植生調査、飼養可能頭数の推計等を行った。</li> <li>・南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極観測活動が南極環境に及ぼす影響についても、モニタリングを実施した。我が国の環境基準に照らした場合の達成状況は改善しつつある(平成23年度は79%、平成25年度は91%)。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援した。平成25年度からは、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの創設を通じて、よりきめ細やかに、改定・策定プロセスを支援した。</li> <li>・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために発足した「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)」(事務局:国連大学高等研究所)について、平成25年5月にはアジア地域ワークショップをカトマンズ(ネパール)において、同年9月には第5回定例会合を福井県においてそれぞれ開催した。また、各国でのパイロットプロジェクトを支援するため、SATOYAMA保全支援メカニズムを創設し、平成25年11月に6件のプロジェクトを承認した。平成26年6月現在、国、国際機関、団体が構成される合計162団体が加入している。</li> <li>・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)第2回総会への専門家派遣及び報告会の開催を行った。また、生態系サービスの定量的評価手法の調査、ヒアリング会の開催(3回)及び、評価手法の策定と試行を実施し、その内容を報告書としてまとめた。</li> </ul>
	施策の分析		
	次期目標等への反映の方向性		

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果については、生物多様性条約事務局に提出した第5次国別報告書とともに、中央環境審議会自然環境部会において報告した。</li> <li>・各事業の実施に当たっては、中央環境審議会の部会・小委員会及び有識者による検討会の開催等を行っている。</li> </ul>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果</li> <li>・平成25年度南極環境実態把握モニタリング事業に係る試料分析等委託業務報告書</li> <li>・平成24年度環境問題に関する世論調査(内閣府)</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>亀澤 玲治</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年6月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-22)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	517	371	483	489
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	▲1	△2	▲75	
		合計(a+b+c)	516	373	408	
執行額(百万円)	455	328	366			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日 閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	△
		24	22	22	24	24	25	29	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2 自然再生事業実施計画策定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		26	21	24	26	31	35	35	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
		-	-	7地区 100%	9地区 82%	6地区 86%	7地区 78%	100%	
	年度ごとの目標		-	7	11	7	9		
	4 地域連携保全活動計画作成数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	△
		0	1	9				50	
	年度ごとの目標		1	10	15	20	25		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	測定結果	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産地域の保全管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。</li> <li>・自然再生事業実施計画について、平成25年度には、新たに4地区で策定され、全国各地で多様な主体による自然再生を実施した。</li> <li>・国立・国定公園の点検については、平成25年度については9地区の見直しを計画し、うち7地区の見直しを行った。</li> </ul>
			<p>&lt;世界自然遺産&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全管理を実施した。</li> <li>・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図っている。屋久島、白神山地については、地域連絡会議が中心となり、科学委員会の助言も踏まえ遺産地域管理計画の策定に取り組んだ。</li> <li>・小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行い、各種課題に対し各々のWGを設置し、検討結果を対策に反映させる順応的な保全管理を推進した。特に平成25年3月に兄島で外来種グリーンアノールが発見されたことを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を進めた。</li> <li>・国内候補地である奄美・琉球について、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、推薦候補地域として奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4島を選定した。</li> </ul> <p>&lt;自然再生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成25年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計25箇所設立された。また、同法に基づく自然再生事業実施計画が35件(平成25年度単年度では4件)主務大臣に送付された。</li> </ul> <p>&lt;里地里山&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度は、ホームページ「里なび」上に、保全活動の参考となる取組事例を新たに13事例追加するとともに、活動団体や活動場所の紹介、保全活動に対する技術的専門家等の人材登録・紹介、技術研修会の開催情報、保全活動の取組の参考となる取組事例や文献の情報発信を行った。</li> <li>・里地里山の保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で5箇所開催(平成25年度までに60ヶ所)し、605人(平成25年度までに4,101人)の関係者の参加を得た。</li> <li>・里地里山の保全活用の促進を図るため、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、これまで「新たな共同管理のための手引書」等、里地里山の保全活用の取組の促進を図るための各種手引書等の有効な手法を確立しホームページ上で公表した。この内、平成25年度は、「野生生物の利活用による地域づくり」の手順書を作成しホームページ上で公表した。</li> </ul> <p>&lt;国立公園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成25年度については、9地区の見直しを計画し、うち7地区の見直しを行った。富士箱根伊豆国立公園等の見直しを行った他、過年度から調整を続けてきた伊勢志摩国立公園や山陰海岸国立公園について見直しを行った。</li> <li>・また、沖縄海岸国定公園を見直し、区域を拡張して慶良間諸島国立公園を指定することについても、当初計画どおり平成25年度中に決定した。</li> <li>・当初、平成25年度内に見直しをすることとしていた2地区については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成25年度に見直しすることができなかったが、遅くとも平成26年度内に見直しがなされるよう調整中である。</li> </ul> <p>&lt;地域支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用により、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は9団体であり、平成26年度中には13団体が作成する見込みとなっており、目標は達成されなかったが、おおむね目標に近い実績を収めた。</li> </ul>
施策の分析			
	次期目標等への反映の方向性		

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生基本方針の見直しや自然再生事業実施計画の審査を行うに当たり、自然再生専門家会議を開催し、有識者の知見を活用した。</li> <li>・世界遺産地域(／候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成25年度 里地里山保全活動支援委託業務報告書</p> <p>平成24年度 野生生物の利活用による地域づくり試行検討委員会委託業務報告書</p>
---------------------------	--

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	亀澤 玲治 鳥居 敏男	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------	--------------------	----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-23)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,612	1,626	1,545	2,081
		補正予算(b)	0	2,000	0	-
		繰越し等(c)	△100	▲1,966	△1506	
		合計(a+b+c)	1,712	1,660	3,051	
執行額(百万円)	1,683	1,561	2,640			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 (~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	-
		-	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	300種	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	2 奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000匹あたりの1日の捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	34年度	○
		-	0.28頭	0.15頭	0.13頭	0.08頭	0.04頭	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	3 ニホンジカの生息頭数の推定値	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	35年度	-
		推定の中央値 325万頭 ※25年度に算出	-	-	-	-	23年度の生息頭数を算出した推定の中央値 325万頭	ニホンジカの生息頭数を平成23年度より半減	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り</p> <p>&lt;絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度より第4次レッドリストに基づくレッドデータブックを作成中。</li> <li>・国内希少野生動植物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で3年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成26年6月10日時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が75羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成するなど、一定の成果が上がっている。ツシマヤマメココの保護増殖事業では、ツシマヤマメココ生息状況等調査(第四次特別調査)を取りまとめ、対馬の上島を中心に成獣個体数は多くても100頭程度と推測された。ライチョウの保護増殖事業では、保護増殖事業計画に基づき、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」の検討を進めた。</li> <li>・フシントン条約に関しては、科学当局として必要な国際的な絶滅危惧種に関する科学的知見を蓄積し、条約締約国会議での交渉に活用した。</li> <li>・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した(平成26年4月)。</li> <li>・罰則の大幅引き上げ等を盛り込んだ種の保存法の改正を行い、平成25年6月4日に可決・成立した(平成25年6月12日に公布)。また、罰則強化等の一部の規定については平成25年7月2日から施行された。</li> <li>・平成25年度に「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」を開催し、平成28年度中の公表に向け作業中。</li> </ul> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物法に基づき、平成25年度までに特定外来生物を107種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。平成25年度には20箇所で行防除事業を実施。島嶼などにおいて完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、一定の成果が出ている。</li> <li>・外来生物法については、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対してなされた意見具申を踏まえ、交雑により生じた生物を規制対象とできるようにすること等の改正を行い、平成25年6月に公布した。(平成26年6月11日～施行)</li> <li>・改正法の施行にあわせ、交雑種や近年国内への定着が新たに確認された外来生物6種類を特定外来生物に指定するため、特定外来生物等専門家会合の意見聴取を行い、特定外来生物に指定すべきとの結論を得た。(平成26年6月及び8月に指定)</li> <li>・愛知目標の達成に向け、2020年までの外来種全般に関する総合戦略「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び、我が国の生態系等に被害を及ぼす外来種のリスト「侵略的外来種リスト(仮称)」を、関係省庁と協働して平成26年中の公表に向けて検討を行っている。</li> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成25年度は55件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。</li> </ul> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会自然環境部会に設置した「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において、法の施行状況の点検を行い、平成26年1月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置についての答申を得た。本答申を踏まえ、鳥獣保護法の一部改正法案を同年3月に閣議決定し、同年5月に国会で可決・成立し、公布された。</li> <li>・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、確実な情報把握が可能となった。</li> </ul>
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護増殖事業やレッドリストの見直し等において、検討会での専門家による検討を行ったほか、戦略的な保全への取組を進めていくため、今後、保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)」の検討を進めた。「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)」の検討にあたっては中央環境審議会自然環境部会及び野生生物小委員会における議論により専門家の知見を十分に活用した。</li> <li>・外来生物法の施行状況は、中央環境審議会野生生物部会において学識経験を有する者を委員として検討された。中央環境審議会の意見具申も踏まえ、今後の外来種対策の促進を図るとともに、「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び「侵略的外来種リスト(仮称)」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成26年度中の完成を目指す。</li> <li>・鳥獣保護法の施行状況の検討にあたり、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> </ul>	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性条約第5回国別報告書	

担当部局名	野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中島 慶二	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-24)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	138	101	184	203
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	▲41	△41	▲13	/
		合計(a+b+c)	97	142	171	
執行額(百万円)	109	70	150			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	○
		418千頭	272千頭	249千頭	221千頭	209千頭	集計中	209千頭	
	年度ごとの目標値	/							
	2. 犬及び猫の殺処分率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	○
		94%	85%	82%	79%	77%	集計中	減少	
	年度ごとの目標	/							
	3. 犬及び猫の所有明示の実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標値	△
		15年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
犬33% 猫18%		犬54% 猫32%	犬54% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	集計中	犬66% 猫36%		
年度ごとの目標値	/								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 改正動物愛護管理法の施行(平成25年9月)や普及啓発、収容譲渡施設の整備に対する補助等を実施したことにより、自治体における犬及び猫の引取り数は29年度目標値である209千頭を平成24年度に達成した。また、殺処分率の減少傾向を維持した。所有明示の実施率について、猫は目標値を達成している。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	毎年、中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------------

担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	田邊 仁	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-25)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,627	7,820	7,750	7,999
		補正予算(b)	500	4,952	990	—
		繰越し等(c)	▲186	△3,286	△3,886	
		合計(a+b+c)	9,941	9,486	12,626	
執行額(百万円)	9,419	8,480	11,042			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)第3部第2章第1節2「自然とのふれあい活動の推進」「自然とのふれあいの場の提供」					

測定指標	自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		—	897,846	886,844	807,909	843,874	集計中	—	—
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
		0	1(1)	0	0	2(3)	1(4)	—	—
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
	温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	—	
—		127,930	124,925	120,061	124,695	集計中	—	—	
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	—	—	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ・エコツーリズム推進全体構想の申請は協議会が任意で行うものであり、国が目標値を示すことは困難。平成21年度:1件、平成24年度:2件、平成25年度:1件であった。平成24年度、25年度と毎年申請される状態となり、26年度も見込まれる。 ・施設の老朽化対応や国際化整備等、国に求められる整備ニーズは全体として増加傾向にあり、予算的な制約等により対応に遅れもあるが、地域振興にも資する利用拠点での整備や重要な自然環境の保全、再生に資する整備を選別し、優先度の高い事業を着実に推進している。 ・温泉の保護と利用に関しては、平成25年度に見直しを行い「鉱泉分析法指針(改訂)(案)」及び「禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定基準等(案)」を策定した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会温泉小委員会を開催した。
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	中尾 文子 森 豊	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省25-26)

施策名	目標5-6東日本大震災からの復旧・復興(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動の支援を行う。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 旧警戒区域に取り残された被災ペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	1,400	2,597	2,361
		補正予算(b)	700	0	0	-
		繰越し等(c)	▲ 513	▲ 200	▲ 328	
		合計(a+b+c)	187	1,200	2,269	
執行額(百万円)	148	1,066	1,925			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) ・津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))					

測定指標	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年	21年	22年	23年	24年	25年	32年	△
		458	6,994	4,070	458	1,432	集計中	6,994	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	八戸市におけるホテル宿泊者数(目標値は前年度成果実績の5%増)(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	一年度	-
		-	428,807	465,077	487,466	512,130	-		
年度ごとの目標値		-	-	450,247	488,330	511,839			
(参考指標)被災ペットの保護数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	一年度	-	
				749頭	220頭	集計中			
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ・平成25年5月に国立公園の再編成の第一弾として三陸復興国立公園を創設したほか、11月に長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」を一部開通するなど、確実に成果を上げている。また、国立公園の利用者数は着実に回復しつつある。 ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・被災ペットの保護活動の取組については、これまでの保護活動により旧警戒区域に取り残されている被災ペットは減少しており、収容した被災ペットは飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡が進んでいることから、着実に成果を上げている。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	・「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定する際に、中央環境審議会での5回の議論を経た答申を活用した
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 自然環境整備担当参事 官室 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	鳥居 敏男 森 豊 田邊 仁	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------------------------------	--------------------	----------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-27)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	5,521	5,281	4,615	5,304
		補正予算(b)	1,581	2,092	977	
		繰越し等(c)	(1,595)	(696)	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,507	6,677	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	5,167	5,860	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	① 環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	23	21	19	23	14	14	○
	年度ごとの目標値		-	-	19	19	14		
	② 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	103(129%)	95(119%)	98(122%)	86(108%)	53(66%)	80(100%)	×
	年度ごとの目標値		80	80	80	80	80		
	③ 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	27	40	63	85	107	100	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	④ 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		-	-	-	30626	64572	101106	100000	○
	年度ごとの目標値		-	-	33000	68000	100000		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標としていた14物質について環境リスク初期評価をとりまとめ、公表した。 ②化学物質環境実態調査では、24年度達成率が108%であったが、25年度67%と目標に達しなかった。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を超過達成した。 ④「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、基本計画に基づき、調査実施主体となるコアセンター、メディカルサポートセンター、全国15地域のユニットセンターにおいて調査実施体制を整備し、平成23年1月末から平成26年3月末までを参加者の募集・登録期間としており、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。		
	施策の分析	①環境リスク初期評価については、平成9年度から平成25年度までに316物質について評価をとりまとめ、公表している。調査内容や対象物質数の見直しなどにより、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。 ②化学物質環境実態調査の結果については、それぞれの化学物質について調査要望を出していた関係課室にフィードバックし、それぞれの施策に活用された。昭和49年度から平成24年度までに1,236物質について調査を実施した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関しては、試験法の開発や試験の実施を行っており、着実にリスク評価を進めている。 ④エコチル調査については、平成26年3月末で参加者の募集を終了したため、今後は質問票による追跡調査等を本格化する。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①環境リスク初期評価については、情報の収集・検討状況も踏まえ、平成26年度は14物質程度を目標とする。 ②今後も引き続き関係課室から要望があった化学物質の環境実態調査を行っていく。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の策定から約5年が経過しており、これまでの成果を踏まえた今後の計画(EXTEND2015(仮称))を策定した上で、検討をすすめていく。 ④エコチル調査を効率的・効果的に実施するためにも、質問票による追跡調査の追跡率を引き続き維持する必要がある。  【測定指標】 ①環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ②化学物質対策に係る各種施策を行う上で、規制物質の評価時に必要となる基礎データを提供できるよう、今後も引き続き化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数を指標とする。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の中で定めた目標であるため、新たな計画が策定されるまで引き続き本指標を用いる。 ④エコチル調査については、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に達したため、今後は対象の方々に対して追跡調査を行い、その率を測定指標とする。		
学識経験を有する者の知見の活用	①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ②中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	化学物質の環境リスク評価(第12巻) 平成25年度版「化学物質と環境」 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書			
担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。					
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、安全性評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法、PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	618	520	650	711
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	92	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	710	520	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	696	504	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	◎
		-	-	-	37	22	61	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	40	-	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量 (pg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	0.85	0.83	0.85	0.69	0.7	4	
	年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	-	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量 (継続物質:単位トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-
		-	435,263	421,504	398,145	375,897	-	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-	
	-	41	37	29	25	28	-		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は40物質を上回っており、目標を達成した。 ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、分析対象物質の見直し等により、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。 ③PRTR制度については、着実に集計・公表している。なお、対象物質の環境への排出量は経年的には減少傾向にある。 ④化学物質アドバイザーについては、要請に基づいて派遣しているが、近年減少傾向にある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価を着実に進めていくとともに、事業者による自主的な化学物質管理を促進するために、引き続き着実にPRTRデータを集計・公表・活用していく。 【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスの付与を実施していく。 ②ダイオキシン類の一日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されている。 ③PRTR対象物質の環境への総排出量: 引き続き着実にPRTRデータを集計・公表していく。 ④化学物質アドバイザーの派遣数: 化学物質アドバイザー派遣の要請元は、業界団体、地方公共団体等であるが、今後、周知対象を拡大すること等により本制度の一層の周知に努め、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援していく。

学識経験を有する者の知見の活用	届出外排出量推計におけるデータ解析及び信頼性の検証のために「PRTR非点源排出量推計方法検討会」における専門家等の助言等を踏まえた検討結果を施策に反映 「ダイオキシン類をはじめとする人への化学物質の蓄積量調査検討会」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度PRTRデータの概要(平成26年3月公表) 平成24年度PRTR届出外排出量の推計方法の概要(平成26年3月公表)
---------------------------	--

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------------	--------------------	--	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	339	312	268	392
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	339	312	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	335	303	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×
		-	12	12	14	11	9	12	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	12	12	/	
	GHSに基づく環境有害危険性分類を新規に実施した分類物質数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×
-		266	232	204	190	154	(別の指標を掲載)		
年度ごとの目標	/	266	232	180	180	160	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  (判断根拠) POPs条約の有効性評価に資するため、POPs条約規制物質及び候補物質について選定要件より設定した目標よりも少なかった。
	施策の分析	・POPs条約の有効性評価に資するため、国内及び東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施するとともに協力体制の構築に貢献した。 ・GHSについては、154物質について分類を行ったが、目標を下回った。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後もPOPs条約事務局へ提出する有効性評価及び国内の汚染状況把握のためPOPsモニタリングを継続して行う。 ②GHSについては、すでに3000物質以上について分類を行い、分類を要する物質数が減少したことから平成26年度以降の評価施策及び指標を見直す方向で検討。 【測定指標】 ①化学物質環境実態調査の運用方針中の物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数。 ②見直し結果を踏まえて設定。

学識経験を有する者の知見の活用	水銀、POPs等に係る課題について、中央環境審議会環境保健部会を開催しその検討結果を取組に反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「化学物質環境実態調査における当面の運用指針」(環境安全課)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,620	653	669	550
		補正予算(b)	-2,883	1,654	0	0
		繰越し等(c)	-1,473	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,264	2,307	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	905	2,243	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	6	8	5	2	4	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
-		153	153	150	150	150	-	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・ A事案区域における環境調査等件数: 地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・ 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・ A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改良の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・ 茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・ A事案区域における環境調査等については、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・ 茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。  【測定指標】 ・ 引き続きA事案区域における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第3次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------	--------------------	----------	---------

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な補償及び予防を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	10,862	10,409	10,140	9,948
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	10,862	10,409	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	10,769	10,340	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	① 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	-
	② 公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき各地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(「ソフト3事業」)の参加者に対してアンケート調査を実施し、事業評価について5段階評価で上から2段階までの評価を得た回答者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	87.5%	90.5%	89.0%	86.5%	90.4%	80%	
		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	80%	
	③ 公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業を実施し、当該事業に参加した延べ人数の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	105.8%	94.8%	86.7%	87.6%	集計中	80%	
		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	80%	
	④ 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	90,270人 81.7%	92,849人 83.4%	88,655人 83.5%	87,389人 83.6%	集計中	60,000人 及び75%	
		年度ごとの目標値	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	
⑤ 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○	
	-	89,122人 82.1%	93,192人 78.5%	85,304人 87.1%	82,787人 86.0%	集計中	60,000人 及び75%		
	年度ごとの目標値	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%		
⑥ 公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るために行っている公害被害補償基礎調査の実施状況	基準値	参考値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	7.5%	7.5%	5.0%	5.0%	5.0%	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第二期中期目標及び第二期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。そのうち、特に重点化を図っているソフト3事業については、当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにすると目標値が設定されているところ、21年度から25年度の5カ年において目標を達成した。</p> <p>③公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成21年度から平成25年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>④、⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献している。</p> <p>⑤公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献している。</p>			
	施策の分析					
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】				
学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						
担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	船坂 和夫 近藤 恵美子	政策評価実施時期	平成26年6月	



評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)  (判断根拠)	目標達成  ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行った。申請は平成24年7月に終了したが、救済措置に加えて、引き続き水俣病問題の解決を図るために、「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を公表した。 ②離島等医療・福祉推進モデル事業の年間利用者数について、実施箇所を現在と同じ4箇所拡大した平成23年度以降、18,000人超の利用者があることから、18,000人を目標値と設定している。平成25年度においては、18,531人の利用があり、目標を達成し、水俣病発生地域の医療・福祉レベルの向上に貢献している。 ③水俣市立水俣病資料館は水俣病に関する情報発信の中核施設であり、資料館への来館者数は、水俣病に関する情報発信の推進度合を図る指標となる。水俣病資料館および水俣病の情報発信に係る補助事業を実施することを通じ、来館者数が上昇傾向にあることから、着実に地域の再生・融和の推進に貢献している。 ④水俣地域の地域振興、経済の活性化の指標として、水俣地域への観光客の入込数を測定指標とした。平成24年度から実施している地域振興事業の効果もあわさり、観光客入込数が増加傾向にあることから、地域経済の活性化に貢献している。
	施策の分析		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	小林 秀幸	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	750	688	771	695
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	750	668	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	648	579	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		173日	178日	175日	164日	130日	115日	140日	
	年度ごとの目標値	/	140日	140日	140日	140日	140日	/	
2. 7地域における環境リスク調査の進捗	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに、5,179人に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握。</li> <li>その結果、中皮腫(6人)、肺がん(29人)、その他の疾患(84人)の早期発見につなげたほか、労災制度(6人)、救済制度(7人)による医療費等の早期支援につなげた。</li> <li>これまでの調査によって一定の知見等が得られたことを踏まえ、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討。</li> </ul>					全国7地域で5年間(平成22~26年度)調査を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集。	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定した。これまでに、(1)事務手続きの効率化、(2)申請時に必要な書類に関する医療機関への周知、(3)申請書類に不足がある場合に(独)環境再生保全機構から医療機関に直接資料の提出を依頼、(4)審査分科会の段階で中皮腫、肺がんとして蓋然性が高いと判定された案件について、判定小委員会の審査を経ずに(独)環境再生保全機構に判定結果を通知する仕組みを構築、(5)石綿繊維を計測するための電子顕微鏡の導入、などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。なお、これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成25年度末までに9,471件(平成24年度末:8,647件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。</p> <p>・第2期石綿の健康リスク調査は、石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的としており、平成24年度までの調査結果に基づき、平成26年3月に「石綿の健康影響に関する検討会」の報告書を取りまとめたところである。同報告書では、主な結果として、(1)有所見者や医療の必要があると判断された者は、初回受診時に多く2年目以降は大幅に少ない、(2)女性よりも男性に多い、(3)低年齢よりも高齢に多いなどを挙げるとともに、健康管理によるメリット(疾患の早期発見、労災制度・救済制度による早期支援)とデメリット(検査に伴う放射線被ばく)についても定量的な考察を行った。また、同報告書では、これまでの健康リスク調査により一定の知見等が得られたことから、第2期調査終了後の平成27年度以降は、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとの方針が示された。現在、同報告書の提言を踏まえて、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行っているところ。</p>
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 神ノ田 昌博	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------------------	--------------------	----------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	27	26	23	22
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	27	26	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	33	28	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R <sup>2</sup> )(*22年度はスギのみ)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	43.1%	31.2%*	63.6%	21.7%	73.0%	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	60%	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		-	-	-	-	-	50	350	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	50	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	1,343	1,366	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	-	89.8%	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠)  ①:花粉の飛散量予測については、予測制度に関する指標として、各地の予測花粉量と実測花粉量との相関を元にした寄与率を指標として設定した。近年の状況を見ると、予測精度は年度によってバラつきがあるが、平成25年度は目標として設定した60%を達成した。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。昨年度は当初予定された50人を確保している。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び講習会に参加した自治体における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して2.4万部の増加見られることや、約90%の自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用	花粉の飛散量予測については、有識者を集めた「花粉飛散予測及び動態に関する検討会」を開催し、実施している。黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度 花粉症に関する調査・検討報告書 平成25年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	282	177	247	208
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	282	177	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	239	143	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1. 環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		約79	約74	約80	約82	約86	調査中	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標値	-					-	
	2. 環境産業の雇用規模 (万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		約205	約222	約225	約236	約243	調査中	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標	-					-	
	3. 地方公共団体及び民間団体 におけるグリーン購入実施率 (%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		別紙のとおり							
		年度ごとの目標	-					-	
	4. 環境報告書公表企業 (上場/非上場)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		13年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		約30/ 約12	54.6/ 24.7	56.0/ 25.9	59.5/ 24.4	71.1/ 31.5	調査中	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標	-					-	
	5. 持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則署名機関数 (機関)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		177	-	-	177	186	189	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標	-					-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○平成24年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約86兆円(前年比4.8%増)、約243万人(前年比3%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ○事業者による環境情報の開示について、平成24年度における環境報告書作成割合は増加した。 ○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、82.5%と向上しているものの、更なる拡大には規模ごとに課題・対応策の検討が必要である。 ○世界の潮流の中での経済のグリーン化を見てみると、SRI(環境・社会・ガバナンスの観点から企業を評価し、運用先を選定する投資)の規模は欧州等で残高1200兆円を超えており、また融資に関する環境配慮については、世界では赤道原則(融資に際して環境・社会への影響を考慮する原則。平成26年4月現在、79機関が署名。)に基づく取組が進められている。我が国ではSRIの規模は欧州等に比べ依然小さく、また、融資の際の環境への配慮についても、赤道原則署名機関が大手都市銀行3行に留まり、一層の促進が必要。 ○平成23年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を支援し、署名金融機関の拡大を図っており、平成26年4月現在、189機関が署名している。今後は地域金融機関の巻き込みが引き続き課題であり、より一層活発な活動が行われるよう支援し、環境金融の裾野の拡大を図っていく必要がある。また、こうした原則の取組に加え、平成25年度に創設した「地域低炭素投資促進ファンド」により民間投資を促進したところであり、引き続きSRIの取組の拡大を図っていく必要がある。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	外部有識者による「環境報告に関する手引きの改訂等検討委員会」を開催し、環境報告書の記載事項等の手引きの改訂につなげた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標3 環境省「平成25年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査集計結果」 ( <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refer/result_of_qs13.pdf">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refer/result_of_qs13.pdf</a> ) 測定指標3及び4 環境省「平成24年度環境にやさしい企業行動調査結果」 ( <a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/h24/gaiyo.pdf">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/h24/gaiyo.pdf</a> )
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大熊 一寛 近藤 智洋	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------------	--------------------	----------------	----------	---------

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
	平成 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度
地方公共団体	-	73.1	73.8	78.6	81.3	82.5	100.0
上場企業	-	81.1	78.9	75.4	78.6	調査中	約50
非上場企業	-	69.8	68.1	58.4	60.2	調査中	約30
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	79	104	94	2
		補正予算(b)	84,000	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	84,079	104	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	84,043	81	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施					

測定指標	1 都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		-	10	15	55	82	92	100	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	100	100	/	
	2 政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	一年度	○
-		0.5	2.2	5.1	7.1	12.3	増加傾向の維持		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	相当程度進展あり ・都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化実行計画(区域施策編)の策定率は、伸び率が低下しているものの目標値への達成に向けて着実な進展がみられる。
	施策の分析	/
	次期目標等への反映の方向性	/

学識経験を有する者の知見の活用	大学教授や専門機関の研究者等を含めた検討会にて、土地利用・交通分野、地区・街区分野における温室効果ガスの削減手法や削減効果、実施手法等の詳細について調査を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成25年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	近藤 智洋	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	220	203	356	307
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	220	203	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	215	195	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章ほか」(平成23年6月15日)</li> </ul>					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	15	90	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 協働取組が、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組として相当程度有効、かつ効率的に寄与している。しかしながら協働取組は各主体の外的及び内的要因等の関係性によって大きく変化するため、定性保持しつづけることに十分配慮を必要とする。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木義光	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------------	--------------------	------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等		23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	339	336	471	574
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	▲10	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	329	336	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	307	279	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定)					

測定指標	環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	-	-	-	13	18	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	「+ESDプロジェクト」登録活動数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	31年度	-
		-	-	61	120	183	212	300	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		-	-	-	-	-	47	141	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	47	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 人材育成事業において、地域における人材育成を目的として、ESD環境教育プログラムに基づき、全国47都道府県において実証事業を実施。これにより、ESDの視点を取り入れた環境教育に触れる児童生徒数が着実に増加した。 また、「+ESDプロジェクト」に関しては、立ち上げから4年以上が経過しており、活動の増加数は減衰してきているものの、引き続き増加傾向を維持しており、国内のESD活動の一定程度の進展が維持されている。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	・『国連持続可能な開発のための10年』円卓会議(平成23年2月) ・「環境教育等推進専門会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-39)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施					
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	80	65	86	85
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	80	65	86	
執行額(百万円)	68	50	72			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	
		-	-	-	-	-	6	28	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	6		○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成25年度において、目標である「第四次環境基本計画の点検における重点分野等の点検数6件」を達成することができた。
	施策の分析	第四次環境基本計画の点検は、平成25年度から平成28年度まで実施するものであるが、初年度である平成25年度は目標を達成することができた。平成28年度までの累積の目標が達成できるよう、引き続き適切な点検対象の設定及び点検の実施を行っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】 「第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)」 平成25年度が初年度であり、平成28年度までの累積数を目標値としているので、引き続き本数値を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	平成25年度は、中央環境審議会において、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」、「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」の6分野の点検を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について
---------------------------	--------------------------

担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-40)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	386	1,037	1,204	1,622
		補正予算(b)	0	0	150	0
		繰越し等(c)	0	▲ 288	▲ 533	
		合計(a+b+c)	386	749	821	
執行額(百万円)	348	472	726			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	環境影響評価法に基づく 手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に 乗り換えたものの内数) [件]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	188(50)	196(50)	203(50)	308(123)	321(122)	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	環境影響評価法に係る環 境大臣意見の提出累積回 数(回)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	125	129	134	154	174	-	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	迅速化対象案件の達成率 (%) (達成率:実際に迅速化さ れた案件/迅速化対象案件 × 100)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
-		-	-	-	-	100		○	
年度ごとの目標		-	-	-	-	100			

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 環境影響評価法改正に伴い導入された配慮書手続事案や平成24年10月から環境影響評価法対象事業に追加された風力発電についての環境影響評価事案が大量に発生したが、予定された期間内に適切に環境大臣意見を提出。また、平成25年6月の日本再興戦略等において環境影響評価の迅速化が求められたことをうけ、審査期間の短縮に努めた結果、迅速化該当事案について、予定どおり迅速化を実現。
	施策の分析	当初の想定どおり、目標を達成。
	次期目標等への 反映の方向性	【施策】 引きつづき、現在の指標を活用

学識経験を有する者の知 見の活用	○環境影響評価法の改正を受けて、放射性物質に係る適用除外規定が削除されたことを受け、同法に基づく基本的事項の改正を検討するため、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」を開催し、環境影響評価法における放射性物質の取扱いについて提言を受けた。 ○環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員会を開催し、助言委員から助言を受けた。
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	法に基づく案件数 <a href="http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html">http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html</a>
-----------------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環 境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省YY-①)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	13,008	12,729	11,765	/
		補正予算(b)	308	1889	-	
		繰越し等(c)	△ 1,301	△885	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	12,015	13,733	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	11,966	13773	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)において、以下のことが述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術は、我が国の豊かさや人々の安全な暮らしの実現、経済をはじめとする国力の基盤の構築に資するとともに、知のフロンティアを切り拓き、我々人類の直面する課題の克服に貢献するための手段である(第1章 4.(1))</li> <li>・新たな価値の創造に向けて、我が国や世界が直面する課題を特定した上で、課題達成のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとともに、イノベーションの源泉となる科学技術を着実に振興していく必要がある。(第1章 4.(2)①)</li> </ul>					

測定指標	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		-	26/36 (72.2%)	20/38 (52.6%)	18/46 (39.1%)	29/58 (50.0%)	47/82 (57.3%)	60%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	環境技術実証事業における累積実証技術数(単位:件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
平成21年度		85	157	206	283	319	対象技術分野数×4		
年度ごとの目標	70	140	220	300	390	-			
-	-	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
-	-	-	-	-	-	-	年度	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境研究総合推進費は目標値60%に対して、57.3%の達成率であり、目標には僅かに及ばなかったものの、おおむね目標に近い実績となっている。 ・環境技術実証事業は、本事業が普及・推進したことを受け、単年度ごとの実証件数こそ減少したものの、通算では556技術を実証しており、アメリカに次ぐ世界トップレベルの実績を有している。
	施策の分析	・環境研究総合推進費はH22～H23年度に3つの旧制度を統合して創設された。制度統合途中のH22～H23年度には、目標達成度が低下したが、H24年度以降、目標値には達していないものの、研究管理強化等の運用改善に努め、実績値は改善傾向にある。 ・環境技術実証事業は本事業による環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化した。その結果、対象技術の一部は、本事業の対象外となり、単年度ごとの実証数は減少した。また、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、今年度目標から見直しを行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境研究総合推進費 【測定指標】 推進費ではH26年度に5年に1度の制度評価を実施する予定であり、測定指標・目標値とその達成状況についても、推進費運用担当が自己評価を行うとともに、外部有識者からの評価・提言をいただき、その結果を踏まえた運用改善を図ってまいりたい。特に各研究課題に対する事後評価については、より環境政策への貢献の程度を適切に評価に組み入れられるようにする等、評価の手法について検討し改善を進めてまいりたい。 【施策】 環境技術実証事業 【測定指標】 環境技術実証事業では最新の先進的環境技術の実証及び普及を目的としていることから、毎年対象技術分野の見直しを行っており、技術開発者やユーザーのニーズについて調査を行うとともに、検討会を設置し、外部有識者からの意見を参考に改善してまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	研究・技術開発課題については、環境研究企画委員会の研究部会等により事前・中間・事後評価を実施し、その結果をもとに環境研究企画委員会が総合的な検討を行った上で、最終的な評価結果を取りまとめ、研究者に開示するとともに推進費Webサイトで公表している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境技術実証事業: 実証技術情報(実証結果一覧) <a href="http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html">http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html</a> ・環境研究総合推進費: 中間・事後評価の結果について <a href="http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html">http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html</a>
---------------------------	---

担当部局名	環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 和身	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-42)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。					
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,601	1,806	1,301	1,512
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,601	1,806	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,486	1,525	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	環境問題に関する情報への国民の満足度(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	◎
		15	17.9	16.5	-	16.3	29.8	30	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	20		
	研修実施回数 (研修回数(コース数))	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	30年度	○
-		54(45)	51(43)	45(40)	49(41)	49(41)	-		
年度ごとの目標		54(46)	51(44)	54(46)	50(42)	49(41)			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 「環境情報に関する国民の満足度」において、満足度が大幅に向上している。なお、過年度の調査とは異なり、平成25年度調査では、設問を分かりやすく記載する等の工夫を行ったため、比較に当たっては留意が必要。
	施策の分析	・環境分野分析用産業連関表(環境IO)は、平成27年度に総務省から公表される平成23年産業連関表を踏まえて、平成23年版環境IOを作成し、公表することとしており、現時点では、同施策の成果が測定指標に反映される段階に至っていない。 ・「環境の日」を含む6月を環境月間として設定し、様々な環境に関する普及啓発イベントを実施するとともに、通年(隔月)で広報誌を発行して情報を各主体に提供したことにより、満足度向上に寄与した。 ・環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象として41コース(49回)の研修を実施し、1,840名が所定の課程を修了した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成23年版環境分野分析用産業連関表の公表にあたって、国内外にその存在を広く発信することを通じて、環境問題に関する情報への国民の満足度を向上させていくことを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成25年度に実施した「平成17年版環境分析用産業連関表」の整備並びに平成26年度以降に実施予定の「平成23年版環境分析用産業連関表」の整備のため、「平成25年度環境分野分析用産業連関表のあり方に関する検討会」の開催を通じて、学識経験者から意見聴取を行い、知見の反映を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書
---------------------------	-----------------------

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-④

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、対策地域内廃棄物処理計画に基づき、できるだけ早期処理完了を目指して進める。 指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	—	77,224	97,139	133,052
		補正予算(b)	45,148	10,427	0	0
		繰越し等(c)	—	41,935	64,203	
		合計(a+b+c)	45,148	129,586	161,342	
執行額(百万円)	1,299	9,308	23,694			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		×
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	100	
	指定廃棄物の処理・処分割合(%)	基準	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		×
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	100	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない  (判断根拠) 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入や減容化処理事業の発注、指定廃棄物である下水汚泥の減容化事業を実施するなど一部の事業を実施してきたものの、その他の事業については自治体や地元住民との調整に至らず、事業に着手出来なかった。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。  【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理においては、 ①当面必要な仮置場25箇所の用地を確保し整備等を進めており、うち供用開始した仮置場14箇所には災害廃棄物等を順次搬入し、平成25年度末現在での搬入量は約100千tとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を7市町村(8施設)で計画しており、うち5市町村(6施設)で施設建設の着手(又は準備)を進めているところ。  指定廃棄物の処理においては、 ③福島県県中浄化センター内に設置した仮設焼却施設において、平成25年9月より、原発事故による放射性物質に汚染され、場内に保管中の下水汚泥(指定廃棄物)の焼却処理を実施したところ。平成25年度末に下水汚泥及び覆土に使用していた土壌の合計約18,000トン safely 処理を完了したところ。 ④福島県福島市にある堀河町終末処理場において、下水汚泥(指定廃棄物)の乾燥処理を平成25年4月から実施し、保管スペースの改善や汚泥の性状の安定化を図っているところ。 ⑤飯館村蔵平地区においても村内だけでなく、周辺の5市町村(福島市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町)の農林業系廃棄物や下水汚泥の減容化事業にも着手しているところ。
	次期目標等への	【施策】 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。

反映の方向性	<b>【測定指標】</b> 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入や減容化処理事業の発注、指定廃棄物である下水汚泥の減容化事業などを実施してきており、引き続き自治体や地元住民の理解を丁寧につつ、処理を着実に進めてまいりたい。
--------	---

学識経験を有する者の知見の活用	・指定廃棄物については、学識経験者で構成される指定廃棄物等有識者会議を設置し、候補地選定に係る評価項目・評価基準等の選定手法の基本的な考え方について了承をいただいた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

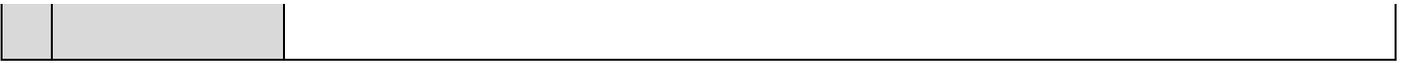
環境省25-44

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	200,713	374,090	512,441	346,997
		補正予算(b)			80,407	
		繰越し等(c)	▲ 126,182	▲ 92,195	▲ 114,804	
		合計(a+b+c)	74,530	281,895	478,044	
執行額(百万円)	74,443	180,392	464,476			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2013 原子力災害からの福島復興の加速に向けて(2013年12月閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。 また、平成26年3月末には、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了している。</p>	<p>目標</p> <p>各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり</p> <p>当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)</p>	達成																
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところ。</p>	<p>目標</p> <p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下</p>	達成																
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>表1参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく線量の低減率(%)</th> <th>うら、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>うら、除染による2年間の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約50</td> <td rowspan="4">約40</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約67</td> <td>約27</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約62</td> <td>約22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく線量の低減率(%)	うら、物理的減衰等による低減率(%)	うら、除染による2年間の低減率(%)	目標	約50	約40	約10	除染特別地域	約67	約27	重点調査地域	約62	約22	合計	約64	約24	<p>目標</p> <p>平成25年8月末まで</p> <p>平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態</p>
	追加被ばく線量の低減率(%)	うら、物理的減衰等による低減率(%)	うら、除染による2年間の低減率(%)																	
目標	約50	約40	約10																	
除染特別地域	約67		約27																	
重点調査地域	約62		約22																	
合計	約64		約24																	

			<p>追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量</p>	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>表2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく線量の低減率(%)</th> <th>汚染、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>汚染、除染による2年間の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約60</td> <td></td> <td>約20</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約66</td> <td rowspan="2">約40</td> <td>約26</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約65</td> <td></td> <td>約25</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく線量の低減率(%)	汚染、物理的減衰等による低減率(%)	汚染、除染による2年間の低減率(%)	目標	約60		約20	除染特別地域	約66	約40	約26	重点調査地域	約64	約24	合計	約65		約25	<p>目標</p> <p>平成25年8月末まで</p>	<p>達成</p> <p>○</p>
				追加被ばく線量の低減率(%)	汚染、物理的減衰等による低減率(%)	汚染、除染による2年間の低減率(%)																			
目標	約60		約20																						
除染特別地域	約66	約40	約26																						
重点調査地域	約64		約24																						
合計	約65		約25																						
			<p>中間貯蔵施設の供用開始</p>	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p>	<p>目標</p> <p>平成27年</p> <p>供用開始</p>	<p>達成</p> <p>—</p>																			

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標: 一部○)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、10市町村で除染実施計画を策定し、平成25年12月に見直した計画に基づき、除染作業を実施している。このうち、田村市、檜葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了した(平成26年6月現在)。また、市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところであり、福島県外の58市町村については、約7割の市町村において除染の措置が完了(16市町村)又は概ね完了(26市町村)している(平成26年6月現在)。さらに、平成24年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、同年4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築しており、引き続き、体制の充実を図っている。</p> <p>○除染が行われた地域について、基本方針で定めた平成25年8月末までの除染の目標に関しては、平成25年12月に評価を実施し、目標を満了レベルであることが確認された。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○除染作業の実施にあたっては、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。</p> <p>○平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。</p> <p>○中間貯蔵施設については、平成24年11月の県の調査受入れ表明後、平成25年1月から調査のための住民説明会を行い、4月からボーリング調査などの現地調査を行うことができた。あわせて、有識者からなる検討会を設置し、中間貯蔵施設に係る安全対策や環境保全対策の検討を進めた。それらの結果を踏まえ、12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。その後、県から施設候補地を3町を2町に集約するなどの申入れを受け、慎重に検討した結果、2町に集約するなどの回答を行った。受入れにあたっては、地元の理解を得られるよう、丁寧な説明を行っていく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>引き続き、除染・中間貯蔵施設の整備に向けて政府一丸となって取り組む。</p>



学識経験を有する者の知見の活用	環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに議事及び資料を掲載して公表しているところ。今回特に参考としたのは平成25年12月開催の第10回環境回復検討会での提出資料『基本方針の目標に係る評価について(案)』。 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf</a>
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	森下 哲 永島 徹也	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

10-2(表1) 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

10-2(表2) 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-④

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ検査の実施を支援する。				
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,900	1,410	2,309
	補正予算(b)	-	0	▲ 350	0
	繰越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	1,900	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	-	1,100	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針				

測定指標	被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	-	-	-	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計精度向上のための検討	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	健康影響に関する調査研究の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	-	-	-	甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況を公表した。	平成24年度の甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業の追跡調査を実施し、その結果を公表した。	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
	安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			放射線に関する統一的基础資料を作成した。また、講師(医師、放射線技師、保健師、看護師、保育士、教師等)の育成研修(3回47名)、講師(前同)のフォローアップ研修(2回12名)、保健医療福祉関係者、教育関係者への研修(27回773名)、住民等による車座集会(20回180名)、専門家意見交換会(3回255名)、住民向け説明会(8回185名)を実施した。					年度	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○①事故初期の内部被ばく線量の把握として、個人線量評価における仮定、測定条件等を当初計画した数量について集約し、それらの精度および妥当性の評価②個人被ばく線量モニタリング運用マニュアルに必要な情報の収集、③県内のWBCの校正を当初計画の約3倍の台数(11台)について行った。 ○福島県外3県で実施した平成24年度甲状腺結節性疾患有所見率調査において、要精密検査とされた対象者44人全員を対象に追跡調査を行い、同意を得られた31人の精密検査結果等について公表した。 ○安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的資料を作成するとともに、保健医療福祉関係者、学校関係者等に基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修等を当初計画の約2倍の人数(533人)を対象に実施した。さらに住民参加型の集会のプログラムについて開発を行い、実施した。
	施策の分析	平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法が制定され、7月13日に基本方針が定められた。この中で放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進が求められている。 福島県県民健康管理調査の前提となる調査研究事業を実施し、以下のような成果と課題の整理ができた。 ○内部被ばく線量の推計については、多くの不確かさ要因があり更なる検証が必要とされている。 ○甲状腺結節性疾患追跡調査事業については、対象者の精密検査結果等について一定程度収集することができたため、当初の目的は達成された。 ○安心・リスクコミュニケーション事業については、科学的知見の充実を図りながら統一的資料を関係者に配布して検証を行うとともに、研修対象者に応じた研修内容を考慮して実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度放射線による健康影響等に関する資料の改訂及びコミュニケーターの人材育成に係る研修事業等報告書
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------	--------------------	----------	---------